

エコアクション21ロゴマーク使用規程

一般財団法人 持続性推進機構

平成23年10月 1日制定

1. 総則

1.1 目的

この規程は、エコアクション21認証・登録制度実施要領1.6項に基づき、エコアクション21の認証・登録を受けた認証・登録事業者、認定を受けたエコアクション21審査人、認定を受けたエコアクション21地域事務局及び委嘱を受けたエコアクション21参与（以下「関係者」という。）がエコアクション21ロゴマーク（以下「EA21ロゴマーク」という。）を使用するにあたって必要な事項を定めます。

1.2 EA21ロゴマークの使用

関係者は、EA21ロゴマークを本規程に基づき使用することができます。

1.3 EA21ロゴマークの使用方法

関係者は、EA21ロゴマークの使用にあたっては、別添の「エコアクション21ロゴマーク使用の手引」を必ず遵守してください。

2. 認証・登録事業者のEA21ロゴマークの使用

2.1 使用期間

エコアクション21認証・登録事業者のEA21ロゴマークの使用期間は、認証・登録証に記載された認証・登録日から2年間とします。その後更新審査を受審し、認証・登録が更新されなければ、継続してEA21ロゴマークを使用することはできません。

2.2 認証・登録番号の表示

認証・登録事業者は、認証・登録証に記載されている認証・登録番号をEA21ロゴマークの下段に必ず表示しなくてはなりません。

2.3 「食品リサイクル優良事業者」の標記

「エコアクション21-食品関連事業者認証・登録制度」（平成20年4月より開始）における認

証・登録事業者は、「エコアクション21 食品関連事業者向けガイドライン」に基づき、食品リサイクルと環境への取組を行った食品リサイクル優良事業者として認証・登録されます。認証・登録事業者は、「食品リサイクル優良事業者」をEA21ロゴマークの上段に標記することができます。

2. 4 条件

使用にあたっては、以下の条件を遵守してください。

- 1) 認証・登録事業者はEA21 ロゴマークを第三者に譲渡又は貸与することはできません。
- 2) 認証取得について、新聞・雑誌等での発表、あるいは看板等への掲示を行う場合には、認証・登録範囲（認証・登録証に明記されています）について明示し、誤解が生じないように配慮しなければなりません。
- 3) EA21 ロゴマークは、認証・登録の範囲内で、自社のパンフレット、カタログ、レターヘッド、社員の名刺等に表示することはできますが、製品自体又はその包装にロゴマークを付けることはできません。
- 4) 組織の一部が認証を取得している場合、組織全体が認証取得しているものと誤解を招かないよう配慮しなければなりません。
- 5) 名刺に使用する場合は、認証・登録組織・サイトに所属し、登録活動範囲の業務に従事している者のみが使用できます。

3. 審査人及び参与のEA21ロゴマークの使用

3. 1 使用期間

エコアクション21 審査人及びエコアクション21 参与のEA21ロゴマークの使用期間は、審査人は認定・登録後から3年間、参与は委嘱承諾から3年間とします。審査人はエコアクション21 認証・登録制度実施要領3. 7項で規定する審査人資格の更新がなされない場合は、継続してEA21ロゴマーク使用することはできません。

3. 2 認定・登録番号の表示

審査人及び参与は、審査人番号をEA21ロゴマークの下段に必ず表示しなくてはなりません。

3. 3 条件

使用にあたっては、以下の条件を遵守してください。

- 1) 審査人及び参与はEA21 ロゴマークを第三者に譲渡又は貸与することはできません。
- 2) EA21 ロゴマークは、自らのパンフレット、レターヘッド、名刺等に表示することができます。

4. 地域事務局のEA21ロゴマークの使用

4. 1 使用期間

エコアクション21地域事務局はEA21ロゴマークを地域事務局としての認定期間中、使用することができます。地域事務局はエコアクション21認証・登録制度実施要領4-4項で規定する地域事務局認定の更新がなされない場合は、継続してEA21ロゴマークを使用することはできません。

4. 2 地域事務局登録番号の表示

地域事務局は地域事務局番号をEA21ロゴマークの下段に必ず表示しなくてはなりません。

4. 3 条件

使用にあたっては、以下の条件を遵守してください。

- 1) 地域事務局はEA21ロゴマークを第三者に譲渡又は貸与することはできません。
- 2) EA21ロゴマークは、地域事務局のパンフレット、レターヘッド、また登録した事務局員の名刺等に表示することができます。

5. EA21ロゴマーク使用状況等の調査

中央事務局は、関係者に対して、EA21ロゴマークの使用状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。

6. EA21ロゴマークの不正使用への対応

中央事務局は、EA21ロゴマークが、関係者により本規程及び「エコアクション21ロゴマーク使用の手引」に違反し、又は不正に使用された場合には、認証・登録事業者の認証・登録取り消し、審査人の認定取り消し、参与の委嘱取り消し、地域事務局の認定取り消しを行うほか、必要な法的措置をとることができます。